

関西|労|災|職|業|病

関西労働者安全センター

2011. 10.10発行〈通巻第417号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602

TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278

郵便振替口座 00960-7-315742

近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284

E-mail: koshc2000@yahoo.co.jp

ホームページ: <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- 石綿健康被害救済法、議員立法で改正
課題残すも今後には土台築く 2
 - アスベスト報道ダイジェスト 2011年9月 9
 - 連載 それぞれのアスベスト禍 その18 古川和子 10
 - 韓国からのニュース 12
 - 前線から 17
- はつりじん肺損害賠償訴訟 第10回弁論期日 大阪

9月の新聞記事から／19
表紙／福島県浪江町赤宇木櫛平 国道114号線
2011年4月15日 撮影:チェ・エヨン

'11 10

石綿健康被害救済法、議員立法で改正 課題残すも今後に土台築く

石綿健康被害救済法（石綿新法）について、2008年につづく2度目の改正が行われ、今年8月30日に施行された。

2010年4月以降、環境省中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会を舞台として制度議論が行われた。これは、石綿新法が法施行後5年以内の見直しを定めていたことによる。

小委員会に石綿対策全国連絡会議（BANJAN）事務局長兼全国安全センター事務局長の古谷杉郎氏が入り、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会、全建総連など被害者団体、関係労組の申し入れ、ヒアリングが行われた。

しかし、期待に反して、これらの提言と制度改正の要望はまったくといっていいほど取り入れられない中環審答申がまとめられ、6月2日に環境大臣に提出された。

この事態に対処するため、石綿全国連を中心に「来年度末に迫った救済請求期限切れ」「労災時効救済の新たな隙間問題」への緊急かつ最低限の対応を行わなくてはならないという被害者側の各政党への提起を行った。

その結果、与党、野党一致の改正案が策定され、8月下旬に国会全会一致で可決成立、8月30日、改正法は平成23年法律第104号

として公布、即日施行された。

石綿被害救済制度として石綿新法の抜本改革を求めた私たちの要望は実現しなかったが、積極的な提言と運動によって石綿被害救済制度と運用の問題点が浮き彫りになり、被害者団体と政党の問題意識の共有が進むなど今後の運動への土台を築くことができたといえる。

地道な被害者運動の前進を図りながら、石綿労災認定基準の改悪策動、制度改革など臨機、中長期の対応に邁進していかなければならない。

今回の改正も前回の改正も、被害者の運動を契機とする議員立法によってなされたものだ。

政府と石綿救済小委員会に招集された政府に仕える石綿専門家、御用学者たちのありようにはいまさらながら呆れ果てる。

現在、石綿疾病労災認定基準の改訂が議論されており、こうした愚か者たちによる認定基準の改悪を許してはならない。

今回の改正点

前回、今回の緊急・最低限の改正項目はつぎの通り要約できる（表1）

表 1 石綿新法の改正経過

項目	2006 年制定法	2008 年改正法	2011 年改正法（今回）
一 特別遺族給付金（労災時効救済） 1 支給対象	2001（H13）. 3. 26 までに死亡した者（施行日前日の 5 年前）	2006（H13）. 3. 26 までに死亡した者 →5 年間延長（施行日前日）	2016（H28）. 3. 26 までに死亡した者 →10 年間延長（施行日前日から 10 年） ※ 2011（H23）. 3. 27 から改正法施行日までの間に労災の時効が完成した場合には、その時効の日までさかのぼって支給。
2 請求期限	2009（H21）. 3. 27 まで（施行日から 3 年）	2012（H24）. 3. 27 まで →3 年間延長（施行日から 6 年）	2022（H34）. 3. 27 まで →10 年間延長（施行日から 16 年）
二 特別遺族弔慰金等 1 施行前死亡の請求期限	2009（H21）. 3. 27 まで（施行日から 3 年）	2012（H24）. 3. 27 まで →3 年間延長（施行日から 6 年）	2022（H34）. 3. 27 まで →10 年間延長（施行日から 16 年）
2 未申請死亡の請求期限	救済対象外	死亡から 5 年	死亡から 15 年 →10 年間延長
三 見直し	施行後 5 年以内	変更なし	施行後 5 年以内
四 施行日	2006.（H18）. 2. 10 公布 2006（H18）. 3. 27 施行	2008.（H20）. 6. 18 公布 2008（H20）. 12. 1 施行	2011（H23）. 8. 30 公布 2011（H23）. 8. 30 施行

一の「特別遺族給付金」とは労災補償が時効で請求できなくなった遺族の救済のためのもの。

遺族補償については、被災者本人の死亡の翌日から 5 年たつと時効で請求権が消滅する（葬祭料については 2 年）。クボタショック後の相談殺到の中、すでに時効となってしまった遺族が多数にのぼっていることが明らかになったために、救済措置として石綿新法に盛り込まれた給付金だ。

多くの事案が時効で失権してしまっていたのは、厚労省、加害企業、医師たちの取組不足、被害情報隠蔽、認識不足に原因があった。

ところが、2006 年法制定時の規定をみればわかるように、石綿新法が施行された 2006 年 3 月 27 日以降に新たに時効になってしまった事案については、救済対象からは

ずされてしまっていた。厚労省などの言い分は「（クボタショック後の）情報状況から考えて、時効になってしまうとすると、それは自己責任だ」というものだった。私たちは、この姿勢を「過去を反省しない机上の空論」として批判した。

案の定「新たに時効になってしまう」事案が発生したため 2008 年改正では時効救済対象が 5 年間拡大された。

今回改正では、すでに 2006 年 3 月 27 日以降の死亡事案には時効になってしまうものが出てきてしまうことになってしまっていたことへの対処が早急に必要であったことから、さらに、対象および請求期限を 10 年間延長することになった。

また、いわゆる労災補償の対象とならない事案についての請求期限が、来年 3 月で切れるため、この点の対処を行ったのが表

1の「二 特別弔慰金等」の項目で大幅に延長された。

さらに、法見直しを今後5年以内に行うことも改めて明記された。

復帰前沖縄問題で新通達

今回の改正に向けて、BANJANから各政党に要請した内容は次の点だった。

- ① 2006年3月27日以降死亡事例の労災時効救済 【厚労省関係】
- ② 労災時効救済（特別遺族給付金）の請求期限の延長と対象範囲の拡大 【厚労省関係】
- ③ 法施行前死亡救済（特別遺族弔慰金）の請求期限の延長 【環境省関係】
- ④ 復帰前沖縄米軍基地におけるアスベスト曝露による基地労働者の健康被害問題の解決 【厚労省関係】

施政権返還前に沖縄米軍基地で働きアスベストに曝露したことが原因で発症した元労働者の健康被害が、労災保険や労災時効救済（特別遺族給付金）の対象にならない「隙間」になっている問題。

- ⑤ 妻未請求死亡等の場合の特別遺族一時金不支給問題の解決 【厚生労働省】

石綿新法の施行日等の時点において、妻が生存していた（特別遺族年金受給権者がいた）ものの未請求のまま死亡してしまった場合に、子など（年金受給権者以外）の遺族に、特別遺族一時金（1,200万円）がまったく給付されないという、明らかな「救済の隙間」

石綿時効救済10年延長

民自公が改正法案

16年死亡まで

アスベスト（石綿）関連疾患の患者が原因に気付かず死亡し、労災認定の時効（死後5年）を理由に補償請求権を失ったケースについて、今年3月末から救済措置が打ち切られていたが、民主、自民、公明の3党は救済措置を復活する石綿健康被害救済法の改正案を提出することで合意した。救済措置が当面10年間延長される。改正法案は23日の衆議院環境委員会で、委員長が提案する。今国会にも成立の見通し。【大島秀利、佐藤丈一】

現行法の時効救済の対象は石綿救済法が施行された06年3月27日より前に死亡していた患者の遺族だった。これに対し、改正案は死亡時期を同法の施行

日から10年が経過する16年3月27日前までに死亡した被害者に拡大する。また、石綿による労災時効や労災外の被害者が救済請求できる期限も、来年3月までなどとされていたのを10年間に延長する。患者団体が、救済措置の打ち切りに対し「被害者の切り捨てだ」と反発し、与野党への働き掛けを強めていた。石綿粉じんは吸い込んだことを意識できない上、発症する肺がんや中皮腫の潜伏期間は20、60年と長いため、患者が仕事との関係に気付かないことが多い。05年の石綿被害の社会問題化に伴い時効の多発も表面化したため、救済法で、06年3月の施行前に時効になったケースは救済を規定し、施行以降は「十分周知した」として救済対象にできなかった。しかし、その後も「救われなかった時効」が相次ぎ、08年の改正で時効的に今年3月末までの時効は救済すると定めていたが、その後、延長されずに放置されていた。

09年度に時効救済を受けた被害者の遺族は109人で、通算での時効救済は1215人へのほろ。

毎日新聞 2011年8月23日

⑥アスベスト対策見直しを継続 【厚生労働省・環境省ほか】

つまり、①②③については今回の法改正に盛り込まれたが、④⑤は法改正には盛り込まれず、⑥は今後の課題となった。

とはいうものの④⑤は国会審議の中で取り上げられ、④については、今回法改正の参議院可決の日の8月26日付けで次の新通達が出され、解決の道が開かれた。ここに、沖縄労働安全衛生センター、全駐労をはじめとする運動が結実した。

[illegible]

平成23年8月26日
基労発0826第1号

都道府県労働局長殿

厚生労働省労働基準局労災補償部長通達

沖繩の復帰前に労働者災害補償の適用を受けていた米軍関係労働者に係る石綿による健康被害の救済に関する法律の適用について

沖縄が昭和 47 年に我が国に復歸する前に、労働者災害補償（1961 年高等弁務官布令第 42 号。以下「布令第 42 号」という。）の適用を受けていた沖縄の米軍関係労働者（以下「米軍関係労働者」という。）については、復歸前の労働災害に係る災害補償に関しては、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（昭和 47 年条約第 2 号）等に基づき、布令第 42 号による補償が行われることとされており、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下「労災保険法」という。）に基づく保険給付は請求できないこととされている。

る。

したがって、復帰前に石綿関連作業に従事したことで石綿関連疾病を発症し、これにより死亡した米軍関係労働者（以下「死亡復帰前労働者」という。）の遺族は、布令第42号により補償を受ける権利を有するが、長期の潜伏期間があるという石綿関連疾病の特殊性に鑑みれば、当該権利を有する者の中には、権利を行使することなく時効により権利を失う者がいることも想定されるところである。

この課題について、沖縄の特殊な歴史的経緯、さらには、石綿による健康被害の隙間のない救済を図るといふ石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号。以下「石綿救済法」という。）の趣旨を踏まえ検討を行った結果、復帰前後で沖縄米軍基地における労働者の就業実態が同一であるといえること、復帰前に米国の事情による大量解雇があったこと等を考慮すれば、死亡復帰前労働者の遺族についても、石綿救済法第2条第2項に規定する死亡労働者等の遺族と同様に救済を行う必要があると考えられることから、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏なきを期されたい。

記

1 復帰前の沖縄米軍基地において、石綿関連作業に従事することにより、石綿救済法第2条第2項に規定する指定疾病又は厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成18年厚生労働省令第39号）第2条に規定する対象疾病にかかり、これにより、石綿救済法の施行の日の前日（平成18年3月26日）までに死亡した者を、石綿救済法第2条第2項の「死亡労働者等」に含めることとし、その遺族のうち、布令第42号に基づく請求権を時

効により失った者を特別遺族給付金の支給対象とすること。

また、石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（法律番号未定。以下「改正法」という。）が本日成立し、石綿救済法第2条第2項が改正されたことに伴い、改正法の施行後（改正法の公布日から施行されることとされている。）は、復帰前の沖縄米軍基地において、石綿関連作業に従事することにより、石綿救済法第2条第2項に規定する指定疾病又は厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則第2条に規定する対象疾病にかかり、これにより、石綿救済法の施行の日から10年を経過する日の前日（平成28年3月26日）までに死亡した者を、石綿救済法第2条第2項の「死亡労働者等」に含めることとし、その遺族のうち、布令第42号に基づく請求権を時効により失った者を特別遺族給付金の支給対象とすること。

なお、布令第42号に基づく請求権は、米軍関係労働者のうち、米国政府又はその機関の被用者にあつては死亡後1年で、それ以外の者にあつては死亡後2年で時効により消滅すること。

2 対象疾病の認定に当たっては、従来どおり、平成18年3月17日付け基発第0317010号「特別遺族給付金に係る対象疾病の認定について」に基づき行うこと。

3 本措置は、あくまで石綿救済法第2条第2項の「死亡労働者等」の取扱いを変更するものであり、労災保険法その他の労働基準関係法令の取扱いを変更するものではないこと。

石綿被害復帰前も救済

元基地従業員遺族

本土復帰前に在沖米軍基地を離職し、その後死亡したアスベスト（石綿）被害者の遺族について、厚生労働省は26日、石綿健康被害救済法（石綿救済法）に基づく特別遺族給付金の支給対象

に加えることを決定し、各都道府県の労働局長宛てに通知した。復帰前の従業員は米軍による直接雇用を理由に、日本の労災保険法などの対象から漏れ、遺族も補償の枠外に置かれてきた

が、決定によって、遺族は労災保険並みの支給水準で年金や一時金の受給が可能となる。（26面に関連）

厚生労働省は、復帰後と基地内の就業実態が同一であるといえることや、復帰前に

胸膜肥厚などで死亡した元

米国の事情で大量解雇があったことを考慮し「石綿救済法で定められた従来の死亡労働者の遺族と同様に救済を行う必要がある」と説明した。これまでに、元従業員

の夫の労災を申請し不支給となった80代女性のケースがあり、衆議院環境委員会などでも救済の必要性が指摘されていた。

給付対象となったのは、復帰前の基地内作業に従事し、石綿が原因とみられる肺がんや中皮腫、びまん性胸膜肥厚などで死亡した元

従業員の遺族で、特別遺族年金については遺族の人数に応じて年240万～330万円、特別遺族一時金は最高1200万円を支給。2016年3月26日までに死亡し、米国への請求権が時効で消滅した被害者遺族に適用される。

沖縄タイムス 2011年8月27日

今後の課題

上記⑤の「妻未請求死亡等の場合の特別遺族一時金不支給問題」は明らかな救済の隙間で有り、早急に解決されなければならない。

労災保険法ではこうしたおかしな取り扱いにはされていないことは言うまでもない。

不可解で、救済法の趣旨を踏まえない石綿新法の条文解釈に厚労省は固執しており、今後、国会審議も踏まえて解決を迫っていくことになる。

そもそも今回改正をめぐる最も大きな問題点は、石綿新法の救済給付水準と内容にまったく手がつけれなかったことだ。

政府は「補償ではなく救済だから」などともっともらしい理由を並べるが基本的に根拠はない。加害企業の情報隠蔽とこれを容認、支持してきた政府の政策がこれだけの石綿被害をもたらした事実に基づけば給付改善は当然行われなければならない。

そのほか、労働者の場合の石綿健康管理制度（石綿健康管理手帳交付と公費検診実施）に比べて、労働者でない住民、一人親方などに対する健康管理制度が未だにできていない。療養環境の改善と補償・救済の完全実施を図り、同時に被害実態把握を行う中皮腫登録制度についても同様だ。

BANJAN を中心にかねて要求している石綿対策基本法制定を視野に入れながら、重要課題を一つ一つ実現していかなければならない。

肺がん認定基準問題

今回の法改正過程で、労災と石綿新法における肺がん認定基準について、厚労省の恣意的基準運用と石綿新法における労災以外の肺がん認定基準の不備によって、肺がん認定は不当に制限されていることが大きな問題であることを BANJAN から提起した。

その際、BANJAN 古谷事務局長から各党に提出された次のメモにこの問題がよく整理されているので紹介する。

石綿肺がんの認定・判定基準の問題について

■厚生労働省の現在の石綿肺がん労災認定基準（2006 年基発第 0209001 号）は

- ①第 1 型以上の石綿肺所見 または
- ② 10 年以上の石綿曝露作業従事歴＋胸膜プラーク または
- ③ 10 年以上の石綿曝露作業従事歴＋「肺内に石綿小体または石綿繊維が認められること」（本数等の基準なし） または
- ④乾燥肺重量 1 g 当たり 5,000 本以上の石綿小体、200 万本以上（5 μ 超）または 500 万本以上（2 μ 超）の石綿繊維、または気管支肺胞洗浄液 1 ml 中 5 本以上の石綿小体一以上が認められたものは、石綿曝露作業従事歴が 10 年に満たなくても OK
- ⑤石綿曝露作業従事歴が 10 年に満たず、②または③に掲げる医学的所見が得られているものについては本省に協議
- ④は、環境省の救済判定基準策定にも伴い追加されたもので、①または②または③

または④、すなわち①～④のいずれかひとつに該当した場合に認定するというものです。

岡山労災病院の岸本卓巳医師らによる労災病院の患者152名の調査結果では、

- ①の基準で認定されたもの－51名 (33.6%)
 - ②の基準で認定されたもの－94名 (61.8%)
 - ④の基準で認定されたもの－7名 (4.6%)
- という結果になっています。

しかし、労働基準局労災補償課長通達(2007年基労補発第0314001号)が示され、『乾燥肺重量1g当たり5,000本以上』の基準に照らして、石綿小体数が明らかに少ない場合には、本省あて照会されたい」と指示されて以降、①②③のいずれかに該当したとしても、「乾燥肺重量1g当たり5,000本以上」に該当しなければ認定しないという事例が頻発しています。また、③の基準が機能しなくなっているというのが現状です。

私たちの提案

- A) 労災補償課長通達(2007年基労補発第0314001号)をただちに撤回する。
- B) ②の基準から従事歴要件を削除、または少なくとも大幅に緩和する。
- C) 「石綿小体1,000本以上」と決めるなど、③の基準が機能するようにする。
- D) 一定の業種・職種では、一定の従事歴のみでも認定できるようにする。

■環境省の現在の石綿肺がん判定基準(2006年基発第0209001号)は

①じん肺第1型以上と同様の肺線維化所見(いわゆる不整形陰影)[＝これは労災認定基準の「第1型以上の石綿肺所見」と同じことです]＋胸膜プラーク

④乾燥肺重量1g当たり5,000本以上の石綿小体、200万本以上(5 μ 超)または500万本以上(2 μ 超)の石綿繊維、または気管支肺胞洗浄液1ml中5本以上の石綿小体一以上が認められたものは、石綿曝露作業従事歴が10年に満たなくても0だけで、労災認定の②③の基準がない状態です。

最大の問題は、環境省の救済ではどこでどれくらいアスベストにばく露したか調べてもわからない場合がある(これは事実です)ことを理由に、職業でばく露している自営業者を含めて、調べられる場合であっても調べない、判定の材料にも使わないこととしていることです。

昨年7月1日から、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺及びびまん性胸膜肥厚が新たに救済対象となる指定疾病に追加されましたが、ここでは主に職業でばく露の自営業者が対象になるということで、ばく露歴についても調査するようになりました。にもかかわらず、肺がんについては、いまだにばく露歴を調べない、情報があっても救済に活用しない状況が続いています。

私たちの提案

- A) ①の基準から「胸膜プラーク」要件を削除する。
- B) (上記提案によって改正された後の) 労災認定基準の②③に相当する基準を追加する。
- C) その際、自営業者については、労災認定基準を準用できるので準用する。
- D) 尼崎市のクボタ旧神崎工場周辺住民など、アスベストにばく露した蓋然性の高いものについては、一定の居住歴のみでも認定で

きるようにする。

以上は、法令の改正を必要とせずにできる改善であるとともに、適切に運用されればその救済効果はきわめて大きいと思われるため、一日も早い実現が望まれます。

現在、厚生労働省は、石綿に係る疾病の業務上外に関する検討会を開催中でこの検討結果を待って対応、環境省は、厚生労働省の対応もみながら石綿健康被害判定部会で検討してもらって対応、という姿勢。

ところが、検討会の議論が認定基準をより厳しくする改悪方向がみられ、予断を許さない状況となっている。

被害者救済を忘れた行政と御用学者の策動を許してはならない。



アスベスト報道ダイジェスト 2011年9月

9/12 中皮腫で05年に死亡した川崎市の元衆院営繕課職員が8月31日付で公務災害認定を受けていたことが分かった。公務員の営繕部門で石綿被害が確認されたのは初めて。佐藤さんは1949～56年に衛生修理工として衆院に勤務。退職後は喫茶店を経営するなどしたが石綿との接点はなく、遺族の相談を受けた「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」が調べたところ、国会議事堂と周辺地下通路の狭い空間内の配管類の断熱材などとして石綿が使われていたことが判明。遺族は09年6月、公務災害の認定を申請していた。

9/15 愛知淑徳中学・高校の教諭だった愛知県日進市の宇田川暁さん(64)が肺がんの中皮腫で死亡したのは、校内でアスベストを吸ったためとして、労災認定しなかった名古屋東労働基準監督署の処分取り消しを求め、遺族が名古屋地裁に提訴した。小中高の教諭がアスベストによる公務・労災認定を求めて提訴するのは全国初という。宇田川さんは1961～2001年(他県で勤務した6年間を除く)、愛知淑徳中・高で国語教諭を務めた。99年に肺がんの中皮腫を発症し、01年11月に死亡。

9/16 造船会社「サノヤス・ヒシノ明昌」が安全配慮義務を怠ったためにアスベストを吸い込み、中皮腫になったとして、下請け会社の作業員だった中田鉄夫さん(68)の遺族がサノヤス社に5149万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が大阪地裁であった。「使用者に近い支配をしていたのに安全配慮を怠った」として、同社に4624万円の支払いを命じた。中田さんは1967～06年の約40年間、

大阪市西成区の工場で船舶の修理に従事。機関室の断熱用の石綿布をはがす際などに石綿粉じんが飛散したが、被告は隔離を徹底せず、必要な安全教育などをしなかった。

9/19 中皮腫による国内の死者が、昨年1年間で1209人になっていたことが厚生労働省の人口動態統計で分かった。中皮腫統計が始まった15年前の2.4倍。95年に500人だったが00年に710人、06年は1050人と1000人を超えた。10年の都道府県別の死者は▽兵庫122人▽大阪121人▽東京101人の順に多かった。

9/26 建材に使用されたアスベストを吸い込み健康被害を受けたとして、北海道内の元建設作業員と遺族ら19人が国と建材メーカー43社に計約6億5000万円の賠償を求めた訴訟の第1回口頭弁論が札幌地裁であった。原告5人が「国や会社の対策が遅れ悔しい」と意見陳述で訴え、国やメーカー側は請求棄却を求めた。

9/27 茨城県神栖市のクボタ旧鹿島工場で運送会社の運転手として働き、肺がんで04年に死亡した男性の遺族が、死亡したのは運搬作業中にアスベストを吸ったためだとして、クボタから事業継承したケイミューと運送会社2社に慰謝料など計約7600万円の支払いを求めて水戸地裁麻生支部に提訴した。訴状によると、男性は85年2月から10年8カ月間、飯田運送、飯田物流の運転手として勤務。両社で石綿を含んだ住宅用建材をクボタ鹿島工場から建築現場に運搬する業務に携わり、肺がんと診断され、04年5月に死亡した。

連載 それぞれのアスベスト禍 その18

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

今も終わらぬ産業戦争

泉南地方のことを紹介した記述の中には「令制国の和泉国南部に由来する地域名称。現在の大阪府南西部にあたる。大阪府内の他の地域と比べ、野菜や果物を多く栽培している。野菜で特徴的なのが玉ねぎと水なすである。果物はみかんが多く、大阪府内ではほとんど姿を消してしまった桃畑も残っている。沿岸部にも漁港が多いが、沖合には関西国際空港が立地する。」とある。

しかしもう一方では「泉南地域は、約100年にわたる全国一のアスベスト産業の集積地です。原料アスベストから石綿糸や石綿布を作る一次加工品の製造を中心に、戦前は戦闘機や軍艦などの軍需産業を、戦後は自動車や造船など高度経済成長期の基幹産業を下支えしてきました。最盛期には200社以上が操業し、泉南地域の石綿紡織品の生産額は全国シェアの約80%を占めました。(大阪じん肺アスベスト弁護団HP) という実態があることも周知の事実だ。

「落ち」という言葉を初めて聞いた時は意味が解らなかった。「落ち」とは石綿製品を製造する過程で、織物機械から床に落ちる



戦前、石綿業者が海軍に献納した 艦上攻撃機「石綿号」

細かい繊維の屑のことだ。

故青木善四郎さん（享年83歳、石綿肺・続発性気管支炎）は若くて貧しかった頃、妻と二人で石綿工場の織物機械の下に落ちる石綿の屑繊維を拾い、それを売って生計を立てていたという。

泉南地方は豊かな自然に恵まれているとともに、石綿産業にも適していたことにより、地元の人のみならず、遠方からの出稼ぎ労働者も多かった。その中にはかつて強制就労で連行されてきた朝鮮人やその2世たちもいる。青木さんも故郷を遠く離れて、泉南で働いていたひとりだった。しかし、妻と二人で懸命に働き、子供達を立派に成人させた後に襲った石綿疾患は彼を苦しめた。

クボタショックを契機に「やっぱりそうだ!」と、昔から「肺病で続々と死んでいく」と言われていた地域の人々が「泉南アスベ

スト国賠訴訟」として立ちあがった。

泉南アスベスト国賠訴訟の第一陣原告団には青木さんも名を連ねていたが、判決を待たずして亡くなった。そして大阪地裁判決では、青木さんの就労時期が昭和35年よりも前だったということで環境被害の岡田陽子さん、南和子さん達と3名が棄却された。

当然、青木さんの遺族も大阪高裁に控訴して闘った。しかし8月25日の判決趣旨は「その当時、危険だからと言って規制をかけていたら労働者達は職を失った。産業の発展のためには多少の犠牲はやむをえなかった。労働者達も危険性が解ったならば自分で身を守るべきだった。」など、その他にも信じられない文言が続くものだった。

また今回の高裁判決に従えば、いつ如何なる年代であろうとも、産業の発展を阻害するものは人命さえも切り捨てる、という内容だ。なんとも無茶苦茶な理論である。やっぱり高裁判決は不当だ。解りきったことだが、改めてそのように思う。

この日から、私の心の中で何か釈然としないものが生まれてきた。遠い昔の、忘れていた言葉が脳裏を遮ってゆく。「多くの人が犠牲になったけど仕方なかったんだ」、「原爆を落とさなければ戦争が終わらなかったから仕方なかった」、遠い昔に幾度となく聞いた周囲の言葉。毎年行われる8月6日の原爆祈念日には、テレビに映し出される慰霊式の光景に、原爆投下の業火に焼かれ、もがき苦しみながら死んでいった肉親を想って涙を浮かべながらも「仕方なかった」と自分自身を静かに納得させていた人々も多い

た。

何処かが似ている…と感じるのは私だけだろうか。国の施策により命を投げ出していった特攻隊の若者達。召集令状が来たら「頑張れ」と見送られて「立派に死んでます」とばかり戦場に赴いた多くの国民。10代の学生達も学徒動員で戦火に巻き込まれて短い生涯を閉じた。私の叔父も、その当時14歳で学徒動員して爆死した。

自分の意志とは関係なく「何々の為に」という大義名分で散って逝った命。それは今回の泉南の不当判決と同じだ。産業発展の為に命を差し出せという判決は信じがたい暴挙で、「聖職」と信じてきた（勝手に私が思っただけ？）裁判所の威厳が失墜した瞬間だった。

昭和天皇陛下は1945年8月15日正午、ラジオを通じて全国民に敗戦を伝えた。「耐えがたきを耐え、忍びがたきを忍び…」という放送は、敗戦を伝えると同時に国民に対する深い謝罪の意も込められている。神様が人間になった瞬間だ。

産業戦争ともいえるアスベスト被害。この戦争の責任者は誰だろうか。そして誰が終戦を告げ、誰が多くの被害者に謝罪をするのだろうか。



韓国からのニュース

■労組・市民団体「三星の無労組経営、労災不認定を糾弾」

労働界と市民社会団体が三星の無労組経営方針にブレーキをかけた。

三星労組と非正規職労組、市民団体は2日午前、三星本社の前で集会を行い「三星財閥の無労組経営と労災不認定は社会的犯罪」と声を合わせて糾弾した。

これらは「三星は無労組経営を維持するために、法で保障された労働者の結社の自由を踏みにじっている」。「労働者の基本権を握りつぶす三星の無労組方針は、社会的な犯罪」と主張した。

続いて「三星は労組員の解雇、被災労働者への責任不認定、被害家族の買収など、真相隠しに手段と方法を選ばない」と糾弾し、「三星半導体被害者が社会的な問題になるとあわてて出した『退職者癌支援対策』も、労災認定を隠すごまかしに過ぎない」と主張した。

三星労働組合は3年余の準備期間を経て7月18日結成された。無労組経営方針を堅持した三星グループに最初に結成された労働組合だ。2011年9月2日 民衆の声 イ・スンビン記者

■サービス業関連機関、産業災害予防に力結集／産業安全保健公団、サービス業機関と業務協約締結

フランチャイズ業者、飲食業、建物管理業



などサービス産業で発生する産業災害を予防するための共同の努力が展開される。

韓国産業安全保健公団は5日、全産業被災者10人の内3人を占めるサービス業のうち7大災害多発業種を選定し、関連機関と団体が共同して産業災害の予防に取り組むと明らかにした。

公団によれば、昨年サービス業で全部で3万3170人の被災者が発生した。サービス業のうち飲食と宿泊業種で最も多くの被災者が発生し、続いて卸小売と消費者用品の修理業、建物管理などの順だ。

これに対し公団は6日、(社)韓国フランチャイズ協会、キョチョン・チキンなど12者と飲食業種労災予防業務協約を結び、21日には(社)全国アパート入居者代表会の連合会など5者と協約を結ぶ。

公団は協約を結んだ各協会と企業の会員会社、加盟店を対象に、安全保健教育、安全保健業務マニュアル製作などの共同活動を推進し、技術支援などの協力事業を行う。

ベク公団理事長は「サービス業は他の業種に比べて休業や廃業が多く、勤労者の頻繁な離職で体系的な災害予防の努力は容易ではない」。「今回の関連機関や団体との共同努力で災害減少に最善を尽くす」と話した。
2011年9月5日 民衆の声 ヤン・ジウン 記者

■[国際労働安全動向]

イスタンブール世界産業安全保健大会でソウル宣言の拡大を決議

国際的な産業安全専門家の集りである第19回世界産業安全保健大会が、トルコのイスタンブールで開かれた。今回の会議には100ヶ国から3千人余りの産業安全政策リーダーが参加した。これらは「安全で健康な作業環境に対する権利を基本的人権と認定させなければならない」という内容の決議文を採択した。また2008年6月にソウルで行われた第18回世界産業安全大会で採択されたソウル宣言(事業場の安全保健に関する宣言)を広める努力をすると決議した。

今回の会議ではグローバルな景気の低迷によって労働者の安全が脅かされているという憂慮が提起された。参加者は「生産を増やすために使用者側が圧力を加えれば、産業安全保健システムが効果を発揮せず、予防のための時間が減る」。「これは維持・保守の時間を減らし、労働者が一層老朽化した作業環境で、一層危険な装備と道具を使って作業をすることだ」と指摘した。

アップル、スマートフォン製造の労働搾取を告発したウェブを削除

アップルがスマートフォンを作る労働者の搾取を風刺したゲーム・アプリケーションをアップルストアから削除し、論議がおきている。外信などによれば、アップルは最近『フォン・ストーリー』という 아이폰 用

ゲーム・ウェブの登録を取り消した。

『フォン・ストーリー』はスマートフォン事業の裏面にある労働搾取などを風刺したゲーム。このウェブは4つのゲームで構成されており、その中の未成年の黒人鉱夫を監督するゲームは、IT機器の材料に使われるコルタンを得るために、コンゴで児童搾取が起っている現実を告発している。

工場の屋上から飛び降りる人を捕まえないければならないゲームは、集団自殺で労災論議を起こした中国のパックスコーン工場事件を想起させる。パキスタンにIT関連の産業廃棄物が積まれている現実を告発するゲームもある。

このウェブはイタリアのモルレインドストゥリアという業者が作ったもの。モルレインドストゥリアは政治・社会的な争点を左派的な観点から見たフラッシュ・ゲームを作ってきた。モルレインドストゥリアはアップルにこのウェブの登録を申請し、「収益金は企業の横暴に対抗するために使う」と明らかにしている。

しかし、アップルはこのウェブの登載を承認した何時間か後に、突然削除した。アップルはウェブを削除した理由として「ゲームが児童虐待を描写しており、不快で下品な内容を含んでいて、アップストア・ガイドラインに反する」とした。モルレインドストゥリアは「アップルが電子ブックや音楽コンテンツと違い、ゲームには差別的な検閲をしている」と批判している。

アメリカ、化学物質の危険性を知らせなかった業者摘発

アメリカ産業安全保健庁(OSHA)がホルムアルデヒドの危険性を労働者と消費者に知らせなかったヘアー製品製造業者と流通業者を摘発した。

すべての製造業者と輸入・流通業者はOSHA

の基準によってホルムアルデヒドが0.1%以上入っている製品の場合、これを知らせる義務がある。ホルムアルデヒドは喘息・発疹・アレルギー反応などを誘発する発ガン物質だ。OSHAは「企業等がホルムアルデヒドに曝露する可能性を防止できず、美容院やヘアースタイルリストなどにも、この製品を使う消費者にも知らせなかった」とした。

これによって該当の流通業者は1万2600ドルの罰金を出し、ホルムアルデヒドなど化学物質の危険性を書き入れた物質安全データを、労働者に知らせるプログラムを導入した。製造業者も各々罰金を出し、化学物質の危険性を警告する危険告知プログラムを開発することにした。2011年9月19日 毎日労働ニュース 韓国産業安全保健公団 国際協力チーム

■[寄稿] 石綿の野球場・地下鉄・運動場・・・労働者対策はどこに？／チェ・ミョンソン 民主労総労働安全局長

野球場の石綿問題が論議になっている。選手と観衆すべてが1級発ガン物質に曝露しているのに、野球競技はシーズン終了まで続けるという。本当にすごい(?)大韓民国だ。選手と観衆も問題だが、一年間ずっと野球場で仕事をする施設管理労働者の問題もまた深刻だ。関連の対策会議に雇用労働部も参加したというが、何の音沙汰もない。学校の運動場の石綿対策では体育教師の労働者が外され、地下鉄と鉄道の石綿対策では乗務員労働者が外され、野球場の石綿対策では施設管理労働者が外される。

今回問題になった蛇紋石(カンラン石)は、ポスコと唐津現代製鉄所で使われて昨年から問題になっている鉱物質だ。今年、民主労総は石綿問題について労働部と環境部と面談した。その結果、石綿を含む鉱物質に関し

ては関連の規定がなく、来年石綿安全管理法が施行されるまでは法的処罰が難しいという答弁があった。現行の石綿関連法制度の最も深刻な問題は、直接的な一次曝露対象である労働者に対する対策がないことだ。2000年に地下鉄の石綿問題がメディアに取り上げられて11年が過ぎた。しかし、労働者は働く現場に石綿があるのかないのか、どんな措置をしなければならないのか、仕事をして罹った肺癌と喉頭癌などが石綿のためなのか、労災を申請しなければならないものなのかすら知らずにずっと働いている。

石綿調査の結果は労働者には非公開、予算がなければそのまま放置

石綿が全面禁止されたのは2009年だ。このために依然として建築物の80～90%に石綿がある。現在は地下鉄と学校などの公共利用施設から石綿調査が一部進められ、石綿地図が作成されている。外国では石綿のある建築物と設備などをマークで表示して注意するようにしている。しかし半分を超える地下鉄駅舎の乗り場と職員休憩室などから石綿が出てきても、鉄道庁はこれを公開していない。その上予算がないという理由で大部分の駅舎が、その後も措置を執っていない。その間に労働者は石綿が飛ぶ休憩室でご飯を食べ、古くなった設備の剥がれた石綿の粉を作業服に付けて家に帰った。このことに正規職労働者も下請け労働者も例外はない。

10年ぶりに反映された安全保健規則は誰も知らない

産業安全保健基準に関する規則487条は「建築物や設備の損傷と老化によって石綿粉塵に曝露する恐れがある場合、除去・代替・安定化・被覆などの措置をしなければなら

ない」とされている。

解体撤去作業以外に、一般的な施設・設備の保守作業の過程でも石綿問題はずっと提起されてきたが、2010年10月に安全保健規則に反映された。この規定によれば、予算がないとして放置した石綿は、最小限飛散しないように臨時の措置をしなければならない。しかし労働部の積極的な広報も管理監督もなく、1年が過ぎた今では、事業場では誰も知らない条項になっている。

石綿健康管理手帳、労災認定は雲を掴むよう

石綿に曝露した労働者のための法制度として、産業安全法上の健康管理手帳の発給と、労災補償保険法上の労災認定がある。しかしこれもまた、下請け非正規労働者には絵に書いた餅だ。手帳発給対象には『設備または建築物に含まれた石綿を解体、除去、補修する業務に従事する者』と規定されている。また『10年以上の従事経歴』を証明しなければならない。10年という基準は労災認定と同じだ。しかし労働契約の作成や保管をしない事業主と、統合的な管理監督をしない政府によって、労働者は一人で石綿肺癌などの職業病と闘っている。このような中で建設日雇い労働者の故イ・ジェビン氏は、勤労福祉公団の不承認に抗して5年間労災認定闘争を闘い、死亡後とはいえ裁判所で労災を認められた。

野球場の石綿事態は、選手と観衆だけの問題ではない。その蛇紋石を掘り出した鉱山労働者、ダンプや鉄道で運んだ労働者、野球場を掃いて拭いて補修する労働者の問題だ。政府は最小限石綿が検出された学校、地下鉄、製鉄所、野球場だけでも、労働者に関する対策を至急に用意しなければならない。すでに調査が終わった建物では、どこに石

綿があるのかを労働者と市民に知らせ、最小限の保健措置として自分を守ることができるようにしなければならない。2011年9月29日

■歯科技工士、発ガン物質ベリリウムに無防備曝露／カン・ソンチョン議員が指摘

歯牙補綴物の金属材料『T-3』に発癌物質が含まれているという主張が提起されているが、T-3を製作する歯科技工士が発癌物質に無防備に曝露していると確認された。

国会・環境労働委員会のカン・ハンナラ党議員は20日、食品医薬品安全庁と雇用労働部に対して、ベリリウムに関する資料を分析した結果「食品医薬品安全庁と労働部の中途はんばで遅れた対処によって、歯科技工労働者の健康と安全が脅かされている」とした。

ベリリウムは国際癌研究所(IARC)が規定した1級発ガン物質だ。含有量が0.02%を超えれば輸入が禁止されている。2005年にはベリリウム粉塵に50日間曝露した歯科技工士が、肺炎で労災と認定された。

カン議員は「資料を分析した結果、食品医薬品安全庁はベリリウム含有量1.6%の金属材料22トンが市中に不法に流通するのを取り締まりしていないと確認された」。「発癌物質のベリリウムが基準以上に含まれた金属については直ちに使用禁止の措置をしなければならないにもかかわらず、2009年技工所に発送した公文書で、他の金属を使うことを勧告するに止まった」と批判した。

カン議員によれば、ベリリウムは産業安全保健法(第39条)によって、労働部長官から製造または使用許可を受けなければならない物質だ。「労働部は今年9月7日に歯科技工所にベリリウムに対する案内公文書を発送した」が、「産業安全保健法などにより作業環境測定をすることになっているのに、

2005 年以後ベリリウムに対する作業環境測定を一度も実施していない」と指摘した。

カン議員は続いて「歯科技工所は請負など多様な間接雇用の形態で働き、労組もなく、劣悪な作業環境と低賃金に苦しめられる疎外階層の労働者」で、「食品医薬品安全庁と労働部が緊密に協力して、有害物質の流通遮断、作業環境の改善によって歯科技工士の健康と安全を保障しなければならない」と話した。2011 年 9 月 21 日 毎日労働ニュース キム・ウンソン記者

■メグナチップ半導体の白血病死亡者、故キム・ジンギ氏夫人／専門家も認めたのになぜ職業病ではないと言うんでしょう？

国会・環境労働委員会の雇用労働部への国政監査が行われる直前の 20 日午前、政府の果川庁舎の前で行われた『半導体電子産業職業病対策要求記者会見』に、見慣れない顔が見えた。5 月に白血病で死亡した故キム・ジンギ(死亡当時 39 才)氏の遺影を持って静かに立っている夫人イム・ジンスク(39)氏であった。イム氏は今月 8 日に労災申請をした。

「夫は 14 年間メグナチップ半導体で働きました。2005 年の結婚当時はとても元気でした。ところが 3 年後の 2008 年の中頃、突然倒れたのです」。

翌年からはだんだん顔がむくんで、疲れを訴えたという。

「三交代や夜間勤務のためにそうだと思いました。結局、昨年 4 月の会社の定期健診で、白血球の数値が非常に高いという結果が出ました」。

イム氏は「実際、夫がどんな仕事をしているのかよく知らなかった」と涙を見せた。

「夫は寡黙な人でした。仕事中に突然ガスが噴出して死ぬかと思った、という話を時々しましたが。その時は分からなかった

が・・・」

故キム・ジンギ氏は 97 年に入社後、ずっと半導体クリーンルームのインプラント工程で仕事をしたという。インプラント工程は白血病を誘発する物質として知られた放射線が発生する工程である。初めて行った清州のある総合病院で白血病と診断され、カトリック大ソウル聖母病院でゴール特異形成症候群という病名を聞いた。イム氏は「主治医が職業病に間違いはないと言った」と、繰り返し強調した。

治療は思うようにいかなかった。治療薬がなかった。イム氏の夫は骨髓移植手術まで受けたが回復できず、今年 5 月についに世を去った。イム氏は「メグナチップ半導体で白血病の発病者が世の中に知らされたのは、10 年間で初めてだと聞いた」。「現在の白血球の数値が正常値を超えている疑いのある労働者が 2 人以上いると聞いたが、彼らが世の中に出ない限り分からない」とため息をついた。

4 才の子供と一人残されたイム氏は「きつと労災と認められる」と、語気を強めた。

「専門家も職業病だと認めているのになぜ職業病ではないと言うのでしょうか？ 会社はなぜ労災申請をするなど言うのでしょうか？」2011 年 9 月 21 日 毎日労働ニュース ヨン・ユンジョン記者

(翻訳：中村 猛)



前線から

はつりじん肺損害賠償訴訟 第10回弁論期日

大 阪

10回目だからといってなにか節目になるわけでもない。今回は、原告である岡山さんについて準備書面が提出されたほかは進行に影響を与えるようなものは見当たらなかった。被告からの準備書面の陳述もあったが、これは数か月前にFAXで受け取ったものだった。前回出廷しなかったために1回遅れて陳述されるのであろう。

藤木工務店からの書面は今回の期日にあわせて提出されたもので、民事再生手続きにより原告の損害賠償権が失権している、という主張がされている。以前も同様の書面が提出され、じん肺といういつ発症するか分からない被害に対する損害賠償権は無くならないという原告の反論を受けたのであるが、これに対し再び同じ主張が繰り返されたことになる。原告としても当

然再反論を準備する予定である。

今回は原告のうち村上さんと伊良皆さんが体調不良で欠席した。どの原告にもいえることだが、今までは多少の無理をしても欠席することなく毎回出廷してこられた。しかし、気力で保つにも限界がある。治療を継続しているとはいえ症状の悪化を防ぐことはできないし、体調が優れないために病院に行くことすらままならないこともあるのだ。

そのため、このたび証拠保全の申立が一部の原告について行われ、本人尋問を他の原告に先立って実施するよう求めた。今回申立を行ったのは先述の村上さんと徳田さんである。徳田さんも粉じん起因する顕微鏡的多発性血管炎を患い、この治療で用いられているステロイドの副作用が懸念されている。実際、提訴前

には自転車に乗っていたのに、今では車椅子がないと移動できないほど状態が悪化している。

この申立は採用されることになりそうだが、被告も大人しく従っているわけではない。関係する被告が挙って意見書を提出し、1年前に提出された被告共通準備書面の求釈明に回答せよという。ここでいう求釈明というのは、「1. 原告らの所属するはつり会社について、2. 所属はつり会社の保有設備について、3. 所属はつり会社による教育等について、4. 就労状況について、5. (下請構造などの) 契約関係について」と多岐にわたり、まるでアンケートである。中には「本件被告らの現場以外における就業状況について」などという求釈明もあり、原告が立証すべき内容ではないものも含まれている。また、ほとんどの求釈明事項はすでに原告が提出した書面の中で明らかにされているため、そもそもその意図が不明である。このため、原告側から意見書という形式で当求釈明の愚

を指摘したが、被告各社は再度回答を求めてきたのである。裁判所からもこの求釈明に回答し、村上さん、徳田さんについて具体的主張を行ってほしいという要請があったということなので無視するわけにもいかないうのだが、体調不良を抱えている彼らに準備段階か

ら無理をさせたくはない。

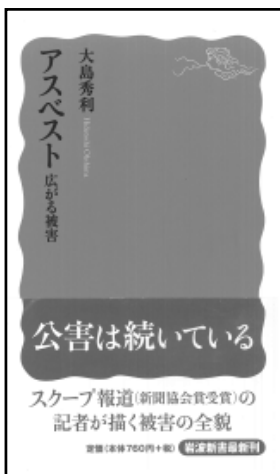
調査嘱託の回答

6 8 件の調査嘱託に対し、はやくも15件の回答があった。ほとんどの事案につき原告らの求めている回答が得られたため、原告にとっては朗報であるとともに、改めて各原告の記憶

に狂いがなかったということが証明できた。これらの回答をもとに各原告は更に具体的な陳述を行っていく予定である。次回期日までに全原告の陳述書が揃えば、いよいよ残りの原告に対する本人尋問が来春から始まることになる。

次回期日： 12月15日（木）15時

大阪地裁202号法廷（大法廷）



アスベスト 広がる被害

大島秀利 著

高い断熱性や耐久性から、かつては“奇跡の鉱物”といわれたアスベスト。しかし今、その微細な繊維を吸い込んだことによる健康被害が広がっている。建築物など身近に潜む危険から、被害者の声、取るべき対策まで、アスベスト報道で新聞協会賞を受賞した記者が、取材の経緯も交えながら、その全貌を明らかにする。

- 岩波書店 岩波新書
- 定価 798 円（本体 760 円 + 税 5%）
- 2011 年 7 月 20 日

安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。●申し込み：Tel03-3636-3882/Fax:03-3636-3881

E-mail: joshrc@jca.apc.org URL: <http://www.jca.apc.org/joshrc/>

9月の新聞記事から

9/1 8/31に福島第1原発の汚染水処理システム「キュリオン」で使っていた部品を処理していた作業員2人が、誤って高濃度汚染水をかぶり、最大で0.16msv被ばくした。2人は関連会社の作業員で汚染水の放射性セシウムを吸着させるベッセルという部品からホースで汚染水を抜く作業中、ホースを外したところ、弁が開いていたため汚染水を浴びた。また同じ装置で同日、別の作業員1人が防水性のある防護服を着用していなかったため、腕などに放射性物質を含んだ水が付着、0.89msvの被ばくをしていたことが分かり、経済産業省原子力安全・保安院は東電に対し、作業時の装備の再点検などを口頭で指示した。

「朝日ソーラー」の社員、金沢吾郎さん(36)が昨年死亡したのは長時間労働が原因として、妻ら遺族が31日、同社に約1億3780万円の損害賠償を求める訴訟をさいたま地裁に起こした。金沢さんは08年2月に入社、川越支店に配属され、温水器などの訪問販売に従事。昨年3月業務中に倒れ虚血性心疾患で死亡した。時間外労働時間が毎月178時間を超えており、同社が安全配慮義務を怠ったとしている。川越労働基準監督署は今年3月、労災と認定した。

9/7 猛暑でかかる負担を会社が配慮しなかったために、自動販売機へ清涼飲料水を補充する業務をしていた男性従業員(27)が平成20年8月に過労自殺した、と両親が主張している問題で、両親は男性従業員が勤務していた大阪市住之江区の運送会社に、約8280万円の損害賠償を求める訴えを大阪地裁に起こした。

9/9 東京電力は93年9月から5カ月間、18歳未満の男性(当17歳)が福島第2原発の放射線管理区域で作業していたと発表した。男性が今年8月下旬、再び同区域内で作業するための手続きのため身分証明書を提示した際、93年に登録していた生年月日が違ったことから、発覚した。東電は経済産業省原子力安全・保安院に報告した。

9/10 千葉県流山市の市立流山小学校のグラウンドで、同市内の保育園が運動会を実施中に女性保育士が気分が悪くなり、搬送先の病院で死亡。死因は熱中症だった。

鹿児島県薩摩川内市の九州電力川内原子力発電所の2号機タービン建屋地下1階から出火。間もなく消し止められたが、協力会社の西日本プラント工業の社員とサンシン工業の社員の計2人が軽いやけどを負った。定期検査などで1、2号機とも原子炉は停止中だった。

フランス南部ガール県マルクールにある低レベル核廃棄物処理施設「セントラコ」の溶融炉で、大きな爆発が発生。炉の近くで作業をしていた施設職員1人が大やけどで死亡、4人が重軽傷を負った。爆発は低レベルの金属製核廃棄物約4トンが溶融炉で溶かす過程で発生。爆発で遮蔽壁が吹き飛んだが建屋に大きな損傷はなかった。

9/13 東京医療保健大の渡会睦子准教授と国立がん研究センターは、東京電力福島第1原発周辺の市町で活動する保健師が線量計を着用して調査した被ばく線量を公表した。保健師が屋外にいた時間と被ばく線量に相関関係は認められなかったといい、同センターは「行動調査だけで被ばく線量を推算するのは難しい。個々人がガラスバッジを

持つべきだ」と訴えている。調査は5月1～31日に行い、保健師147人が線量計を着用。1カ月の線量は、川俣町0.1～0.3msv▽田村市0～0.1msv▽南相馬市0～0.7msvなど。

9/14 東京電力は、福島第1原発の汚染水処理システムの機器交換作業で協力企業の作業員4人の全面マスクのフィルター内部に、放射性物質が付着していたと発表。別の型のマスクを着けて敷地内見回りをした社員1人の顔にも放射性物質が付着していた。検査の結果、全員内部被ばくは確認されなかった。放射線による外部被ばくはガンマ線で最大10.01msv、ベータ線で同9.1msvだった。

9/19 東京電力福島第1原発事故を受け、原発依存からの脱却を訴える「さようなら原発5万人集会」が、東京都新宿区の明治公園で開かれ、集会やパレードには主催者発表で約6万人が参加。原発事故後では、最大規模。

9/21 中部電力浜岡原発の半径10キロ圏にある同県牧之原市議会は全員協議会で「確実な安全・安心が担保されない限り、浜岡原発は永久停止にすべきだ」との決議案を26日の本会議に提案することを決めた。定数17人中12人が賛成しており、地元議会で初めて「永久停止」を求める決議が可決される見通し。

福島第1原発事故で緊急作業をする作業員の長期的な健康管理について協議してきた厚生労働省の検討会は、放射線の累積被ばく線量が100msvを超えた場合は、毎年がん検診を無料で受けられるようにすることを柱にした報告書案を示した。累積被ばく線量が50msv超の人には、白内障を調べるため眼科検診を毎年、100msv超の場合は眼科検診に加え、胃や大腸、肺のがん検診と甲状腺検査を受けられるようにする。9月15日時点で100msv超は99人。

9/22 千葉市中央区のJFEスチール東日本製鉄所で、下請け業者の男性作業員5人が乗っていた作業用のゴンドラのファイアが切れて落下、外壁に激突した。5人のうち1人が死亡、4人も重軽傷を負った。溶鉱炉に設置された鉄鉱石運搬用ベルトコンベヤーの覆いが台風で破損したため、高さ数十メートルの所で修理中だった。

台風15号の影響で全国で7人が死亡、6人が行方不明。相模原市で神奈川中央交通のバス運転手が、切れて垂れ下がった電線に触れて感電、病院で死亡。仙台市内を巡回して水路の点検作業をしていた仙台市下水道管理センターの男性職員2人が流され下流で遺体が見つかった。

9/24 静岡市葵区の林道で、台風15号の影響で崩れた土砂の撤去作業をしていた「ヤマエイ長島建設」社員が、運転していたショベルカーごと崖下に転落、救助に向かった同僚社員も転落。いずれも死亡が確認された。

9/26 大阪府羽曳野市の南阪奈道で24日午前、対向車線にはみ出したトラックが軽乗用車に正面衝突するなどして軽乗用車の夫婦が死亡した多重事故で、大阪府警高速隊はトラックの男性運転手の勤務先で「シモハナ物流」の高槻営業所を自動車運転過失致死容疑で家宅搜索した。府警は男性運転手の勤務状況などを調べる。男性運転手は足の骨を折るなどの重傷を負って入院中。